

第5回 消費者行政推進会議 議事要旨

1. 日 時：平成20年4月14日（月）17:30～18:31

2. 場 所：総理大臣官邸4F大会議室

3. 出席者：

○ 委員（50音順）

佐々木座長、川戸委員、阪田委員、佐野委員、中村委員、中山委員、原委員、松本委員、吉岡委員（以上、9名）

○ 政府

福田内閣総理大臣、町村内閣官房長官、岸田消費者行政推進担当大臣・内閣府特命担当大臣（国民生活）、西村内閣府政務官、二橋内閣官房副長官（事務）他

4. 議事次第

- ・組織形態のあり方及び消費者関係法の整備等について

5. 議事の経過

(1) 松本委員より「第3回、第4回ワーキング・グループにおけるヒアリングの概要」（資料1参照）及び「消費者関係法の体系と問題点及び新組織の所管について」（資料2参照）について、説明。その後、中山委員から、委員提出資料（資料3参照）について説明の後、自由討議が行われた。主な意見は以下のとおり。

- 松本委員のペーパーは、「各省庁縦割りになっている消費者行政を統一的・一元的に推進するための、強い権限を持つ新組織」という閣議決定に比べると、控えめになっている。例えば、安全面で、こんにやくゼリーの事故では、12年間で14人も亡くなっているが、これに対し何もしてこなかったのは、縦割りで押し付けあってきたということではないか。食品安全委員会のテーマ候補になっても、取り上げられなかったし、見逃してきた。こうした縦割りをどうするかが大事。プール事故も同じ。松本委員ペーパーでは、きちんとした縦割りを固定する感じがする。勧告についても、機能するか疑問。安全についても、新組織が企画立案から執行までをきちんと担うべき。商品別に分けても、またすき間に落ちることになるので、一元的に見る必要がある。
- お酒を（一元化の）対象に含めるべき。お酒については、表示の問題があり、安全面に関しても、（新組織が）扱うべき。
- 企画と執行を分けないと、圧力で執行が歪められる可能性があるとしてされているが、企画と執行が一元化されていても、一元化されていなくても、圧力はある。

- 組織形態については、国民生活センターだけでなく、安全面について、年間8000件ものヒヤリハットを含め事故情報がある他の機関をどう位置づけるかも、よく考える必要がある。
- 消費者行政推進法（仮称）の考え方は賛成ではあるが、文言には、「一元化」を明確に加えるべき。
- 新組織は、横断的な消費者保護行政の推進を任務とするが、発足時からそうした法律を全て用意するのは難しいので、消費者行政推進法あるいは消費者行政一元化推進基本法を作って、本部を設置の上、時間をかけて法律の整理を行っていくという考え方はもっとも。新法を志向せずに、新組織発足のために、各省の既存の法律をもらうだけで良いというのは、あまり芸がない。新組織の目指す方向としては、包括的安全法のような横断的な立法を行い、主務官庁が存在するしないにかかわらず、およそ国民の身体健康に被害が及んだら、事故情報の公表や流通を止めることなどをできるようにするべき。緊急国民生活安全確保法といった法律を作るのであれば、短期間で対応が可能ではないか。新組織に、既存の法律を移管するには、大義が必要であり、食品表示の一元化や統一消費者信用法、消費者取引一元化法を含め、遠くない将来横断的な統一法が出来るというイメージ・スケジュールを具体的に示し、こうした統一法が出来るればそれに吸収されていくことが想定される法律を新組織に移管するというにしたらどうか。大きな旗印を立てての作業が必要ではないか。新しい法律を作る際にも、執行を踏まえてやらないといけない。
- 共管についても、個別具体的に何百という法律をつぶさに見ていかねばならない。新組織の発足には間に合わないのではないか。推進本部作業部隊に委ねることを基本にやっていく方がよいのではないか。
- 消費者行政推進本部という行政改革推進本部に倣った作り方はよい。他方で、メディアとしては、何の法律を移管するのか注目しており、きちんと書かないと、新しい組織ができたという感じがしない。基本的な法律を示して、こういう方向でいきますと言っても、本当にできるのか、となってしまうのではないか。新組織発足時にいくつかの法律は必要だろう。報告書のとりまとめに当たっては、きちんとした具体的なものを出さないと、国民には分かってもらえない。
- 松本委員ペーパーの消費者行政推進法については、法律云々よりも、中身がどういふものなのか、推進本部とはどういうものなのかが重要。あくまで作業手順の一環であって、ずるずると後ろ倒ししないことが重要。また、仮に消費者行政推進法を作ったとしても、法律の移管について慎重であってはいけない。新組織発足時までに必要な法律を揃える必要がある。
- 設置法が必要であり、勧告は新組織が当初から持つ機能になるのだろうが、これまでの実態を見ていると、情報及び分析能力がないと、勧告は機能しない。法律に「勧告」という言葉があるだけではダメで、きちんと機能するようにすべきである。

- 組織形態・機能については、松本委員のペーパーの内容では弱い。まず、消費者の視点を反映できるようにすべきであり、また、地方消費者行政をどうするかも重要。また、被害者救済については、国民生活審議会で触れられているが、この点も、新組織の機能の柱。また、2011年の地上波デジタルは、消費者の知らない間に決まっていたが、新組織は、幅広い分野の企画立案に関与する必要がある。新組織の機能の幅を広げる必要がある。
- 既存の法律をどうするか、どの法律を移管するかというのは、難しく地味な議論。他方で、新組織によって、国民には、どのようなばら色の世界が待っているかという議論も薄めてはいけない。きちんと議論の上、国民にとってはこれとこれが重要だと打ち出すことが必要であろう。その場合、民の関与を強く打ち出せるかが重要である。マンパワーの問題でも、地方の行政でも、民が関与することが重要であり、更に、新組織が動かないときには、新組織に対して、民が勧告して動かせるといった絵を描くべきで、「民が動かす新しい組織ができる」ということを示していくことが必要。現状の法律のどれを新組織に持っていくかについても、緻密な議論が必要であり、国民へのメリットとの両面に配慮した議論が必要。
- 消費財の製品事故については、極めて技術的であり、業界と経産省の間で対応がなされなければ上手くいかない。製品安全を新組織に移管して、安全が確保されるのか疑問。既に改正消費生活用製品安全法が動き出し、事故情報報告も行われている。
- 新組織では、民の関与や消費者の視点を踏まえて、何を動かすのか、国民に見えやすくする必要がある。そのためには、まずは組織を発足させることが重要である。消費者行政一元化推進法といったものの検討は、これと複線的に行うべきではないか。これと地方がどう絡んでいくか、絵を描いて、分かりやすく示していくことが重要である。
- 安全については専門性が高いと言われるが、例えば、製品安全については、欠陥なのか、誤使用なのか、使っている側がどう思うかも重要。また、食品安全委員会は、専門家集団であり、消費者は参画できないが、国民すべてが食品の消費者であるのだから、その判断に消費者が関与することが必要。
- 地方については、執行をどうするか、人数を含めて資料を出してもらい、議論する必要がある。特定商取引法の執行は、地方では99名が行っているが、これらの人員は他にも4本の法律の執行を担当している。そういう意味では、地方の方が一元化が進んでいると言える。そうした丁寧な議論が必要。
- 我々の検討をいつ頃、どのような形でとりまとめたらいいいのか、総理の考えも踏まえながら、検討をしていく必要がある。
- 次回の会合では、組織に関する資料も出して議論を続け、早急にイメージを結集

していく必要がある。

(2) 締め括りに当たり、岸田消費者行政推進担当大臣、福田内閣総理大臣、町村官房長官より、それぞれ挨拶があった。

(3) 座長より、次回の会議は、引き続き「組織形態のあり方と消費者関係法の整備等」について議論する旨の説明があった。

以上

[文責：内閣官房消費者行政一元化準備室（速報のため事後修正の可能性あり）]